

令和2年度第3回福岡県文化芸術振興審議会 議事概要

1 開催日時

令和2年11月17日（火）14時00分から16時00分まで

2 開催場所

福岡リーセントホテル 2階 レインボーホール

3 出席者

島谷会長、糸山委員、今川委員、今林委員、宇田川委員、菊川委員、塩田委員、高橋委員、野原委員、日野委員、藤原委員、溝田委員、森委員、鷺野委員

4 委員紹介

事務局より、野中委員の後任として新たに就任した塩田委員の紹介が行われ、福岡県文化芸術振興審議会規則第5条3項の過半数の出席要件を満たしているため、会議が有効に成立していることを確認した。

5 会長挨拶

島谷会長から開会の挨拶が行われた。

6 議題

(1) 福岡県における文化芸術活動実態調査の結果について

事務局から、資料1及び資料1（別紙）における施策の柱1「文化芸術の振興」及び施策の柱2「文化芸術に親しむことができる環境づくり」について説明がなされ、以下のとおり質疑が行われた。

【委員】

環境という問題を今御説明されたんだと思うんですが、私は大学で芸術文化環境論という授業を自分がつくって20年来展開する中で、実は個人の活動を支えるには、人、達人を指導者として提供する、それから様々な鑑賞など、あるいはそういったものに触れるチャンスを提供する、それからもう一つ、活動するためのお金をうまくと支えていく、支援していく、提供していくということがあると思うんですけども、今の環境の問題には、県が施策として展開する、「〇〇を取り組めます」「〇〇を促進します」というのはあるわけですが、県の事業として、確かに現在私どもが論議しております計画や施策ができることと思うんですけども、やはりそれは一人一人の県民を支えていくという、そこへたどり着くんだと思うんですね。

だとすると、先ほど一つ前の御説明の中で、3ページの文化芸術団体が活動するに当たって困っていることや課題の中に、「活動資金の不足」というのがございました。48.4%が活動資金の不足だとおっしゃった。しかし残念ながら、その不足する活動資金をどう支えるかということに関しては、具体的なお話がほとんどない。むしろ施策として引っ張っていくんだ、行政がこうやって主導していくんだというお話が現在展開しているんだろうと思うんですが、現在、政府が「一人一人、まずは自分でやっ

てください」という自助の問題をこれだけ声高らかに言っているときに、本当にこういう芸術文化の活動を自分のやれる範囲内でやるというだけでは、到底物足りないと思うんですね。だとすると、共助とか公助という発想がいよいよ必要になってくる。

だからこそ私は、1回目のこの会議のときに、「福岡県ではアーツカウンシルのようなものは構想されていないのか」と問いました。はっきりと「ない」とおっしゃったわけですがけれども、近い将来、県民一人一人が自らの意思で自由に芸術文化活動を展開していくには、やはり常に行政が引っ張っていくのではなくて、行政とは別のアーツカウンシルのような組織があってこそ、初めて一人一人の活動、あるいはその成長や、到達目標をもっとおおらかに豊かに作り上げていくことができると思うんですけれども、残念ながらそういう施策にはなっていないのではないかと思います。

分かりやすく問い立てますと、活動資金の不足ということと、環境を充実させるということをつないでいったときに、県民一人一人の活動を、行政として引っ張るんじゃなくてむしろ支え上げるということに関して、どこら辺を私どもは見ればよろしいんでしょうか

【事務局】

資料2「福岡県文化芸術振興基本計画（素案）」をお開きいただければと思います。

まず支援の分につきましては、18ページの(1)②に、「福岡県文化団体連合会や公益財団法人九州交響楽団など文化芸術団体に対して活動の助成や後援を行うなど、各団体の自主的な活動を支援いたします」ということを上げさせていただいております。これが主なところでございます。

ただ、幾つかほかのところにもございまして、あとは個人の活動のところなんですけれども、23ページの文化芸術の担い手の育成・確保というところで、幾つか担い手を育てていこうという形を取らせていただいております。そういったところでやっていきたいと思っておりますし、当然のごとく資金の問題につきましては、国の資金であったり民間団体の資金を活用していただくことになると思います。県の助成も含めてなんですが。これについて、県では積極的な情報提供をさせていただいている現状がございまして、そういったものを使っただきながらやっていただきたいと考えております。

アーツカウンシルの問題につきましては、31ページの進行管理というところに書かせていただいております。この計画自体の進捗状況の報告をこの審議会のほうにさせていただきますまして、その中でPDCAサイクルによって計画の実効性、それと課題の整理をして、次期の計画に施策を反映していくということをやりたいと思っております。

それと、先ほどアーツカウンシルの中で言われました補助金の採択の問題なんですけれども、私どもの持っております例えば公募型の補助金がありまして、今年で言えば障がいのある方々の文化芸術活動に対する助成をしたり、地域の団体と一緒に取り組むような文化芸術活動を公募させていただきました。その選考に当たりましては、半分の民間委員の方を入れさせていただいて採択をさせていただいているところでございます。

来年度以降でございましてけれども、これは審議会の委員の先生に、できればその委員として何人かお入りいただければということは今検討しているところでございまして、アーツカウンシルまでは進んでいないんですが、そういったところで、民間とい

いますか、民の考え方も少し踏まえながら事業を進めています。

【委員】

今朝の西日本新聞の一面に、九州の主要産業の中間期の決算報告が出ていました。勿論、収益を上げている企業もありますが、大半は減益と赤字です。県内の多くの文化事業は、実は様々な産業、企業からの資金援助を受けています。

北九州市では、今年度の国際音楽祭で、コロナ禍で来日が危ぶまれましたがウィーン・フィルの公演を実現できました。北九州市芸術文化財団の主催ですが、地元企業から長年にわたって資金援助を受けています。ですが、この援助が果たして来年も続くのか、非常に心配しています。これは一つの例ですが、県内の様々な文化事業では冠があったり共催であったりと産業や企業からは様々な形で貢献していただいています。来年、コロナ禍の中で現状維持がかなうのかという不安があります。

一方でアーティストの方々には、これだけステージが中止になってしまうと、活動そのものも立ち行かなくなるという状況があります。そういう方たちをどう支援していけるのかという問題があります。

今回の文化芸術振興基本計画を策定するに当たって、コロナ禍が今年で収束するのではなく来年もあるいは再来年も続くだろうという中で、例えば数値目標については、新型コロナウイルス感染症の収束を想定して設定されていますが、今後5年間の基本計画の中に、コロナ禍の状況の中でどういう姿勢を見せていくかをもっと具体的に書いておくことは必要だと思われまます。この基本計画では、今でなくてもいつの状況でも当てはまるのではないかと思わざるをえません。このコロナ禍での文化芸術活動の危機的状況に、行政がどういう姿勢でどう対処しようとしているかを明確に打ち出すことは大切かと思われまます。

【事務局】

コロナの問題につきましては、今、影響が見通せないというのがあって、成果指標のところにも、その影響を鑑みていない旨を書かせていただいております。

コロナの具体的な話が出てきますのは、22ページのほうに県有施設について書いております。「ガイドライン等を踏まえ」ということで、イの②のところになりますけれども、今後、實際上、コロナの影響というのがなかなか見通せない状況で、今後5年間の計画に書くのはなかなか困難だということで、事務局としては大きく打ち出しておりません。

それで、先ほど言いましたアーティストに対する支援などにつきましては、今年度、私たちが補正予算を立てさせていただいて、今後、再開公演をされる方々の施設使用料の半分を助成するような施策を打っているところでございます。

なかなか見通せないものをどう書くのかというのが悩ましいところで、初めは私たちがコロナの影響についてももう少し書こうと思っていたのですが、そこを見通せない状況の中で書けるのかという議論になりまして、今のところは現実上見通せるところ、現実にガイドラインもつくって再開させていただいておりますので、その部分だけを施策の中でうたわせていただいたところでございます。

【委員】

柱2の部分のあちこちで、県庁1階ロビーにおいていろいろな公演等がされるようなことが書かれております。もちろん県の持っている施設でないと「やります」とはなかなか言いにくいところがあると思うんですけども、お年寄りの方が参加されにくい傾向があるとか、子育て世代の人たちが活用しにくい、文化イベントに参加しにくい状況があるということを見ると、福岡市内に限らず、県は広いですから、できればそれぞれ身近な施設で開催されるものをもっと充実させるといった内容も必要ではないかと感じました。

【事務局】

例示として県庁ということにしておりますけど、私どもは総合庁舎というものを持っておりまして、例えば障がい者美術展というのはそういうところでも開催しておりまして、そういった機会をつくっていきたいと思っています。それと、私どもの取組みを見ていただいて、市町村さんにもぜひ身近なところでそういったものをしていただくように働きかけをやっていきたいと考えているところでございます。

【委員】

高齢者が芸術文化活動にあまり参加できていないというのが、少し意外な感じがしました。私が勤めてきた美術館・博物館では、40・50・60・70代というのが一番多く来るんですが、映画とかそういったものを含めると若い世代が多くて、だんだん少なくなるという解釈かなと思って見させていただきました。

もう少し高齢者の方も足を運びやすいということになると、今、委員がおっしゃってくださったような、福岡を幾つかの地域として考えた場合に、より多くのところで、近場で足を運ぶようなことができたらいという結論に達するのではないかと思いますので、そういったこともこの5年間の基本法の中で読み込めるとは思います。さらに推進していただければと思います。

事務局から、資料1及び資料1（別紙）における施策の柱3「障がいのある人の文化芸術活動の推進」について説明がなされ、以下のとおり質疑が行われた。

【委員】

県が考えていらっしゃる「障がいのある人」というのは、知的、身体、精神のどの方でしょうか。今の福祉政策というのはそういう区分けに沿ってそれぞれなさっていると思いますが、それに沿うような形での文化芸術活動の推進というのはお考えでしょうか。もっと言うならば、そういうお考えがないならば、あえて「障がいのある人」というくりにせず、県民全てという中に組み込むお考えはございませんでしょうか。

【事務局】

文化芸術全体の振興につきまして、まず県民全てということで書かせていただいております。具体的に言いますと、17ページの中点の二つ目に「県民誰もが」ということを書いております。基本的なスタンスはこうですけども、現状として、障がいのある方の文化芸術活動がなかなか推進されていない現状がございます。今回、私どもが今年の4月に施行しました条例の中でも、一つ条文を章立てさせていただいて、

特に県として障がいのある方々の文化芸術活動を推進したいという思いから、こういう形にさせていただいております。

先ほどおっしゃいました障がいのところですけど、当然、障がいには四つのカテゴリーがあると思うんですけども、その全てを含めておりますし、例えば発達障がいの子供たちも視点の中には入っていると考えております。

【委員】

高齢者の方についても触れる機会をたくさんつくってほしいということで、県庁以外でもという言葉がありましたけれども、障がい者も同様だと思います。7ページの③に、「市町村にも協力を求め」とありますけれども、やはり身近なところに発表の機会があるということは、発表する障がい者にとって大変励みになりますし、それを鑑賞する一般の方にとっても新たな発見につながると思います。市町村での障がい者に対する芸術活動の支援というのはまだまだだと思っていますので、ぜひ、これからの5年間で県には力を入れていただきたいと思います。

【事務局】

委員がおっしゃったように、市町村によっては、障がいのある方の文化芸術活動の担当が決まっていないような状況もございます。本県の場合は当然、文化芸術振興という観点で、障がいのある方々の文化芸術活動を捉えておりますが、県によっては障がい福祉の観点でやるということもございます。私どもとしては、県民誰もが文化芸術活動に親しむことができる環境づくりの観点でやっておりまして、当然、市町村にも同じ視点で施策を進めていただきたいと考えておりますので、働きかけていきたいと考えております。

【委員】

前回の会議で、「障がいのある人もない人も」という議論をいたしまして、それで資料2の17ページのところは表現が赤い字に変わっていると思います。それに関して、この資料2の1ページの4行目が「また、子供から高齢者まで、障がいのある方もない方も」という表現になっています。それから、同じ資料2の26ページ、7～8行目ですが、「身近な地域において、障がいのある人もない人も」となっておりまして、この辺りは、前回いろいろ御意見が出て、それで17ページの「障がいのある人や在留外国人、子供から高齢者まで」という表現に変わったと思うので、お答えは結構ですが、この辺りの文言の整理をもう一度確認されるといいのではなかろうかという意見でございます。

【島谷会長】

全体の施策の中の表現について、もう少し整理をしたほうがいいということですね。

【事務局】

もう一度精査をさせていただきまして、最終案をまとめさせていただきたいと思っております。

事務局から、資料1及び資料1（別紙）における施策の柱4「文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信」について説明がなされ、以下のとおり質疑が行われた。

【委員】

10ページの施策③、1行目の終わりのほうから、「駐福岡総領事等を対象とした県内の文化等を紹介するツアーの開催」と書いてありますが、これは領事館の職員を対象にするということでしょうか。

【事務局】

はい。領事御自身であったり、スタッフの方々を連れてツアーを組んでいます。

【委員】

あえて聞いたのは、外国向けに発信していただけるということで、発信源である領事館を活用するという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

はい、その視点でこの事業を組ませていただいているところでございます。

【委員】

九州国立博物館等では「留学生の日」というものを設けて、外国人の方に来ていただいて発信をしたりしていますので、領事館に限定するというやり方が一つと、福岡にいらっしゃる外国の方向けの何かもあったほうがいいのかと。

【事務局】

実はここではそれも含めてイメージさせていただいております、当然、留学生にも日本文化を学んでいただくような体験ツアーを組んだりしておりますので、そういった取組みを行っているところでございます。

【委員】

10ページのところで意外に思ったのが、四角囲みの中で、「多言語による案内や解説が充実する」というのが45.6%で2番目に来ているんですけど、これは多言語の人にもかなり広げてアンケートを取ったのでしょうか。

【事務局】

基本的には日本在住の方、日本語を解する方がほとんどで、異なる言語を持っている方がどれぐらいいるかというのは、把握していないところです。

【委員】

日本人向けのアンケートだったら、こういう返事が返ってくるのは逆に意外な感じがしたものですから質問しました。

官邸を中心に政府が多言語化を進めていくと言うのは、今はインバウンドが来てい

ない時代であっても、そのための整備が必要だということかと思えます。多言語をやる場合に、「訳しなさい」だけではいけないという発言を前に私からしたと思えますが、そういった観点も踏まえて、多言語化には留意をしてやっていただければと期待しております。

【委員】

資料1（別紙）で示されている関連施策というのは大体、継続中の事業であるという理解でよろしいのでしょうか。いわゆる新規事業として打ち出されるものが、もしこの中にありましたら教えてください。

【事務局】

例えば、別紙2の素案のほうを開いていただいて、27ページになります。（2）のア③、「障がいのある人が創作した作品について、多くの人に鑑賞してもらうだけでなく、作品の販売や収益の向上につなげていく新たな仕組みづくりに取り組みます」ということで、この新しい仕組みの事業化を今考えているところでございまして、こういうものを新規事業でやっていこうと思っています。

それと次のページ、28ページの（1）④、「様々な文化資源の魅力に触れ」という文化観光ですが、これは法律自体ができたばかりでございまして。この法律に基づく計画の策定について考えておりまして、その計画に基づいていろいろな事業を今後組んでいこうと考えているところでございまして。

【委員】

お尋ねしました理由というのが、このアンケートがあつてこの施策という流れかと思うんですが、逆にこういう施策だからこういうアンケートになつても、むべなるかなという気がしないでもない。何か、かつて読んだ文章、かつて見たような事業という印象を抱きまして、これは個人的感想ですけど、だから「もうちょっと頑張つてね」みたいな回答が多いのかなという気がいたしております。

あくまでもアンケートに対する施策であるなら、これは書き方の問題かもしれませんが、何かそういう目新しさ、これまでにない何かを前面に押し出せば、このアンケートも次回はおのずと良い回答が得られるのではないかと。

【委員】

アンケートを取った結果としてこういうものが出てきたのであると私は認識しております。国の施策として文化観光を中心としながら観光立国を目指すというのは、かなり政府の方針として進行しておりますので、今の補助金申請が一回で終わるわけではなくて、続いていくと思いますが、そういったものも県としても活用するというところで、こここのところは進めていけばいいと思います。

委員から厳しい御意見が出たわけですがけれども、新しい部分がどこであるかというのがもう少し明確になるような書きぶりがあると、確かに県民の人たちに理解が求めやすいかもしれません。

【委員】

現在、文化財保護法の改正の中で、県は大綱をつくられ、それが市町村に落とし込まれていって、具体的な現場ということになっていくわけですが、今回も県が自ら今おつくりになっている文化財保護法の大綱の中で、決して文化財を観光の資源として魅力あるものとして使うというだけではなくて、文化財保護の新しい側面として活用することが、実は極めて創造的な、クリエイティブな守り方なんだ、生かし方なんだということで、そこには例えばインタープリテーションという行為がとても重要なテーマになっているわけです。

旧来の、例えば建物あるいは無形文化とかいろいろなものは、かなり御高齢の方々が自分たちの知識として次の方に訴えられることが多かったわけですが、例えば最近の若い人たちは、明治とか大正とか昭和という元号を言っても、それが西暦と対応されない限りよく分からない。あるいは「今から何年前」という形で説明しない限り、自分の今と全く無縁のものでしかないわけで、語り方一つがすごく重要になってくると思います。

実はその中で、文化財の所在や内容に関する情報が充実し、分かりやすく表示・解説されていることが重要だということに、たくさんの方々が手を挙げてくださっているわけです。しかし、ここから先も、さっき私が言ったことと同じなんですけれども、これは県の事業として表示したり解説したりすること以上に、地域社会にお暮らしの方々が自分の言葉で、自分の暮らしの中で、文化財と私、文化財と地域社会がどう濃密な関係を持っているかということを表示したり解説することがとても大切です。実は県の施策なんだけど、最終的にはやはり市町村やあるいはまちの人たちが当事者となって活動して、インタープリテーションができるようにしていくことがすごく重要なんです。

残念ながら、質問の問い29のアンケート項目には、全くそういったことがどこにも書かれていないんですね。やっぱり答える側だって、ない設問肢に対し答えるわけにはいきませんので、「その他」というところに書いてあればよかったのかもしれないけれども、このアンケートから導くというやり方そのものは、かなり強引だなという気がしました。

もう一つ加えて、これも質問なんですけれども、問23で「能楽を直接鑑賞したことがありますか」、ある・ないということに対する結果がどこにも記載されていないような気がするんですけれども、一体、県民の方の何人が能を直接鑑賞されたのか、私はこのアンケートを見たときに知りたいと思いました。

【事務局】

まず地元の話ですけれども、これは世界遺産のほうで少し書かせていただいております。別紙2の素案の20ページをお開きいただければと思います。こちらに赤書きで修正させていただいております、(4)のアの①、「三池炭鉱をはじめ、遺産群とそれを取り巻く緩衝地帯について、地元と連携して着実に保存するとともに、その価値を分かりやすく伝える活用に向けた整備を進めます」ということで、地元との連携というのを少し入れさせていただいております。

もう一点、能楽のところですが、能楽の鑑賞の有無について、経験があるとされた方は20%、2割でございます。実は、私どもは県立の能楽堂を持っておりまして、この調査に合わせて能楽の普及にもう少し力を入れたいと思っております。

実態を把握するために、どちらかというとは基本計画というよりは、もう少し細かい事業の中で使おうとして取らせていただいた項目でございます。

【委員】

この20年来、実は文化財というのは、行政が行政マターとして守り続ける、それでは到底予算ありませんし、それから人材も確保できない時代になってきております。ちょうど2000年代になってから、自助・共助・公助みたいなものが新しい公の中で大きな課題になってきた中で、実は文化庁は率先してNPOとか、あるいはNPO化しなくても、市民の有識者あるいは心ある人たちが文化財を直接守って、直接語って、直接次世代に伝えるための活動を、文化庁が僅かな予算の中から本当にやりくりして、ずっと支えてきているわけです。

今回の文化財保護法の改正の中でもその方針はしっかり守ってありまして、やはり市民社会に支えられるということがすごく重要だということをうたっております。だからこそ私は、都道府県の文化芸術振興基本計画の中にも、そういう姿勢というか態度みたいなものを見せておく必要があるのではないかと思います。

【事務局】

文化財の保護につきまして、所管の文化財保護課のほうとも少し話をさせていただきました。修正できるところについては修正したいと考えております。

【島谷会長】

これで議題1、福岡県における文化芸術活動実態調査結果の審議は終わりますが、全体を通して何か御意見、御質問はありませんでしょうか。

【委員】

先ほど文化財のことで言われていた内容とも少し関連するんですけども、文化財に限らず文化活動一般でも考えられるのかなと思うのが、限られたお金のパイを取り合うだけでなく、いろいろな資金というのは意外と国が出しているものだったり、私立のところが出している助成金の応募という方法もあるのかなど。それに積極的に一市民が応募していくとか、一団体、有志が出していくというのは、勇気が要ったりやり方に困ったりするところもあると思うので、県の予算を取り合うだけでなく、そういうところのお金を取ってくることを応援するような、助成金を取りに行くための相談窓口になったり、「こういうことがあるよ」と言ってもらえるような場所として県が動くというのも、一つの活用方法かなと感じます。そうすることで、県民自らが自主的に活動に参加するのはもちろんですし、鑑賞したい等積極的な活動につながるのではないかと考えております。

【委員】

非常に示唆に富んだ質問だと思います。いろいろな補助金の審査等に私も携わっておりますが、大体、審査に手を挙げるのは体力があるところが非常に多くて、弱いところ、審査を申請するだけの力がないところは全然挙がってこない状況があります。

そういった補助金については、「こんなものがあるよ」ということを丹念にネットで調べていけば分かるわけなんですけれども、それをする時間もない人たちが資金難に陥っている部分って非常に多いと思うんですよ。

県がそこまでできるかどうかは別にして、「そういったものが出ているよ」という整理をする窓口みたいなものだけでもできると大分違うんじゃないかなど。これは意見というか感想ですけれども、県にそれまで求めるのは難しいんじゃないかと私は思います。というのは、そういったことは、お金だけでできなくて、お金と人がなければ絶対できないと思います。そういった点を考慮する余地があるかどうか分かりませんが、そういった窓口があるのは至便だなとは考えます。

【事務局】

一次的な相談窓口は基本的に市町村が設けていただきたいと考えておまして、地域の文化団体は市町村の行政とつながっていますので、そちらのほうで一定の対応はしていただきたいと考えております。当然、私たちも県のほうから、国の資金の話等も市町村に情報提供しておりますので、そういったものを活用いただくと。確かに委員が言われたように、書類が難しいとかいうところはあるんですけども、そこは少し慣れていただいて資金調達いただければというところなんです。私たちも市町村、文化施設などと連携しながら、そういった支える活動をやっていきたいと考えております。

(2) 福岡県文化芸術振興基本計画（案）について

【島谷会長】

次の議題は、福岡県文化芸術振興基本計画の第4章「施策の展開」、第5章「推進体制」になります。

まず、4章「施策の展開」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

福岡県文化芸術振興基本計画のうち、第4章「施策の展開」について御説明いたします。資料2、福岡県文化芸術振興基本計画（素案）のほうをお願いいたします。

説明につきましては、委員の皆様へのヒアリング時にいただきました御意見や、市町村文化芸術団体等からいただきました御意見等を踏まえまして、大きく変更した箇所のみを説明させていただきたいと思っております。修正箇所につきましては、赤で記載させていただいているところでございます。

それでは、まず17ページをお願いいたします。

1の文化芸術の振興、現状と課題の一つ目の中点でございます。

文化芸術が持つ力について御意見をいただいております、「文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや、相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものです。また、文化芸術には、人々が文化芸術の場に参加する機会を通じて、多様な価値観を尊重し、障がいのある人や在留外国人、子供から高齢者まで、他者との相互理解が進むという社会包摂の機能や、自然災害により心に傷を負った被災者のレジリエンス（心の回復力）を高める効果も有しています」というふうに変更しております。

次に、18ページをお願いいたします。

(2)の伝統芸能・伝統工芸等の継承・発展、アの伝統芸能等の継承・発展の①になります。大濠公園能楽堂とそれ以外の施設の取組を分けて記載したほうがよいという意見をいただいております、①を「大濠公園能楽堂において能楽等の公演の場を提供するとともに、子供や能楽に親しんだことのない若い人などを対象として能楽入門講座を開催し、能楽を継承する担い手の確保・育成に取り組みます」と変更しております。

③を「アクロス福岡等の県有文化施設において、日本舞踊、筑前琵琶等の伝統芸能の公演の場を提供するなど、県民が優れた古典文化に接する機会の充実を図ります」と変更しております。

次に、20ページをお願いいたします。

(4)世界文化遺産等の継承ですが、世界文化遺産については緩衝地帯等についても表現すべきということ、また、取組の例示としては、新しい取組を考えていく必要があることから、表現を少し変更したほうがよいのではないかという御意見をいただいております、①「三池炭鉱をはじめ、遺産群とそれを取り巻く緩衝地帯について、地元と連携して着実に保存するとともに、価値を分かりやすく伝える活用に向けた整備を進めます」、②「各構成資産を周遊するイベントの実施、県内各地域での展覧会の開催等を通じて、遺産群の価値の理解と来訪を促進します」と変更しております。

イの「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の保存・活用につきましても、①「宗像大社辺津宮、新原・奴山古墳群をはじめ、遺産群とそれを取り巻く緩衝地帯について、地元と連携して着実に保存するとともに、価値を分かりやすく伝える活用に向けた整備を進めます」、②「各構成資産を周遊するイベントの実施や地域住民との交流を促進する体験プログラムの造成、県内各地域での展覧会の開催等を通じて、遺産群の価値の理解と来訪を促進します」と変更しております。

次に、21ページをお願いいたします。

2の文化芸術に親しむことができる環境づくりの現状・課題でございますけれども、読書活動についての記載をすべきという御意見をいただいております、六つ目の中点でございます。「読書活動は、子供たちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力を身につけていく上で欠くことができないものであり、より一層の推進が必要です」と追加しております。

その下のほうになりますが、施策の(1)文化芸術に親しむ機会の充実、ア、県民の鑑賞等の機会の充実になります。働く世代や子育てに対する取組を記載すべきとの意見をいただいております、①「県有文化施設において、各施設の特色を生かした魅力ある公演等を開催します。また、公演等の事業を実施するに当たっては、働く世代や子育て世代が参加しやすい取組を進めます」と変更しております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

3の障がいのある人の文化芸術活動の推進の現状・課題の最後の中点になります。障がいのある人の文化芸術活動を進める際の留意点を記載すべきとの御意見をいただいております、「なお、障がいのある人の文化芸術活動を推進することは、ともしれば、障がいのある人の文化芸術という分類・枠組みがあるという印象を強め、その他の文化芸術活動との分断を生じさせるのではないかとの懸念もあることを十分に留意し、その推進を図っていく必要があります」と追加しております。

続きまして、28ページをお願いいたします。

施策の(1)文化芸術を活用した地域活性化の②になりますが、コンテンツを活用した地域活性化の取組の項目を一つ設けたほうがよいという御意見をいただいております。②「アニメや漫画の舞台となった場所を活用したまちづくりなど、アニメ、漫画、ゲーム等といったコンテンツを活用した地域活性化の取組を促進します」と追加しております。

説明は以上でございます。

【委員】

生涯学習と文化ということについて、確認でございます。

18ページですが、(1)の⑤のところに、「ウェブサイト『ふくおか生涯学習ひろば』により、誰もが身近に生涯学習情報を入手できる環境を整備し、生涯学習の推進を図ります」となっております。それで、実際に「生涯学習ひろば」を見てみますと、文化情報も入っているのですね。生涯学習というのは一つの学習方法でもあり、文化は学習領域でもあります。ですから、そういう意味では、ここに「生涯学習ひろば」が出てくるのは分かりますが、ただ、一般の方が見たときになかなか分かりづらいかもかもしれません。学習情報と文化情報がどんな位置関係にあるのという感じがしないでもない。

例えばですけれども、「誰もが身近に生涯学習・文化情報を」ぐらいを入れるとか、あるいは「生涯学習ひろば」というのをもう少し広めて、「生涯学習・文化ひろば」というふうに変える方法とかもあるかもしれません。

それと似たような話ですが、図書館で今回、読書活動が入ってきております。21ページですが、この赤字の表現と文化活動はどんなふうにつながるのでしょうか。例えば、もちろん文化活動の中には文学というのが一領域としてありますので、だからこういう表現もあるかと思いますが、「読書活動は、子供たちが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、生きる力を身につけていく上で」というのは読書活動一般の定義だと思います。ですから、例えば、こういうところに「文化活動の芽を育む」とか、「文化活動の基礎的な力を養う」とか、何か読書活動と文化をつなげる表現があったほうがいいのではないかと。

また、22ページに、県立図書館がありますが、県立図書館は、法的には社会教育施設です。それをこの文化振興の中に入れていくことになると、やはりそういう活動と文化をつなぐものへの配慮があったほうがいいのではないかとという意見でございます。

【事務局】

所管課とよく話して、少し表現を変えさせていただきたいと考えております。

【委員】

福岡県には複数の世界遺産がありますので、そのこともこのたび書き込んでいただきました。

これに関して、国の文化審議会の中の世界文化遺産部会において、ダウンサイジン

グもあり得るといようなことが議論されております。

ダウンサイジングというのは、来訪客が増えることが観光振興に貢献するんだという一途な発想だったんですけども、実は観光振興には、やってくる観光客やインバウンドのお客さんを増やすだけではなくて、お迎えの質的向上を図るとか、あるいは先ほど言いましたように、インタープリテーションの内的向上を図るとか、そういったことが必要なんですね。

そうなりますと、17ページの一番下には、世界遺産を「観光振興、地域振興などにも活用していくことが求められます」と書いてあり、なおかつ20ページの明治日本、それから沖ノ島に関しては、「遺産群の価値の理解と来訪を促進します」ということが明記されており、なおかつ数値目標として、現在の数値をさらに若干増やす、令和7年には100万人にしたいということが書いてあるんですけども、今、野放図に「来訪を促進する」とは書けないだろうと思います。

私は、この「理解と来訪を促進します」の「来訪」の部分削り、なおかつ、現在の94万云々を100万人にするという数値目標そのものを外しておいたほうがいいのではないかと思います。

【事務局】

委員がおっしゃる来訪促進の話ですけども、本県の明治と沖ノ島に関しては、遺産を登録した年は前年度に比べて沖ノ島で大体3割ぐらいお客さんが増えたんですけど、その後ずっと減っているんですね。基本的に沖ノ島には上陸できませんし、モニタリングをした結果、オーバーツーリズムの問題は今のところ起こっていないという認識なんですね。そこで我々としては、もちろん保存を優先して、保存があった上での活用ということで考えてはおりますけれども、この目標自体がオーバーツーリズムを招くような目標値ではないと考えております。

従来の本県の政策であります価値の理解と来訪の促進というのは、基本的には今後、この計画自体が5年ぐらいですので、続けていきたいというのが本音でございます。もちろん委員がおっしゃるように、来訪促進をしないというような方向性が国として決まれば、その時点で見直しということもあり得ると思いますので、当面この記述に関しては、このままでお願いしたいと我々は考えています。

【委員】

決してオーバーツーリズムだけではないんです。沖ノ島はちゃんとおやりになっていただいているので大変評価が高いんですけども、実は遺産影響評価(HIA)の立場から、観光以外、に例えば沖ノ島に対してある種のほかの圧力があるとすれば、そのこともこの後精査されますし、今、福岡県あるいは宗像市が連携されている保護の立場から、HIAに対してさらなる詳細に、例えば「なぜ年間に94万9,000人受け入れることができるのか」みたいな根拠資料を、今後、来年の2月まで出させていただくことになると思います。そういったことも含めて100万人を目指したいということなんでしょうか。

【事務局】

これは主に構成資産の中の辺津宮、宗像大社のほうにいらっしゃるお客さんが中心

になってまいります。天候等にもよりますけれども、大社のお客さんというのは年々、若干の波がございまして、100万ぐらいであっても、従来は100万人程度いらっしやっていたという公式的な発表もございまして、それぐらいは許容範囲ではないかという考え方でございます。

それと、HIAについても毎年モニタリングしておりまして、ICOMOSの勧告等で今言われているのは、洋上風力の関係でございまして。それについても今年、包括的な管理計画をつくっておりまして、そこで洋上風力のHIAの方向性についてしっかりうたっていきたいと思って、今検討している段階でございまして。ここが遺産影響評価としてすごく問題であるという現状は今のところないといえますか、専門家の方々にも諮りながら進めておりますけれども、今そこが大きく問題になってはございませんので、従来の方向性を継続させていただきたいという考え方でございます。

【委員】

書きぶりですが、同じページにある「遺産群を取り巻く緩衝地帯について」、イについても「それを取り巻く緩衝地帯について」という表現ですけど、これは「地域」とかではいけないのですか。「緩衝地帯」というのがいかにも曖昧で。

【委員】

「緩衝地帯」というのは、世界遺産の仕組みの中でいうバッファーズーンの日本語訳でございまして、コアゾーンに対してバッファーズーンと。コアゾーンというのはいわゆるOUV (Outstanding Universal Value) がきちんと評価されている、まさに世界遺産に登録されているところをいうんですが、それを担保するために、わざわざ世界遺産ではバッファーズーンを決めなさい、決める根拠を明らかにしなさい、そこにお住まいになっている方々が、例えばちょっと変な話なんですけれども、1年間にこれだけのお手洗いの排出量があると。それに対する下水の容量はちゃんと十分間に合っているんですかとか、全部方程式を出して、根拠を明らかにして、この遺産影響評価に打ち勝つという態度を見せていかないといけないんです。

今これをユネスコは、世界中の世界遺産登録地に対して義務づけております。これまでは義務じゃなかったんですけど、今後は義務づけられます。日本に23か所ある世界遺産のサイトに対しても全て義務づけられて、過大な仕事になってきますので、私は実は、福岡県あるいは宗像市がこのためにまた新しい予算を使っているいろいろなことをおやりになるのは大変だろうと案じているところでございます。

【委員】

「緩衝地帯」というのが出てきて、全て精査したわけではないんですけど、果たしてこの言葉が人口に膾炙したものかなというのが気になります。例えば「レジリエンス」であるとか、プログラミング言語の「Ruby」ですかね、それは、この基本計画が県民のためにあるのであれば、広くあまねく理解される言葉で表現すべきだと考えます。それを一々取り上げて修正していたら終わりが無いと思うんですが、もう一度県の担当の方で読んでいただいて、「この言葉って分かるかな」という議論が起きることを期待しております。

といたしますのも、新聞に携わっていると、新聞表記に片仮名語が多いということ

たくさんのお叱りを受けます。やはり日本文化の根底は日本語だと思いますので、広くあまねく伝わる言葉で、もう一度読み返していただけたらという希望を申し伝えます。

【委員】

私も片仮名語が多いことについて、日本語で翻訳できないもの、例えば「アイデンティティー」だとかはしようがないと思うんですけど、日本語に置き換えられるものについては、より分かりやすい日本語のほうが良いと常日頃思っています。

【委員】

世界遺産ですとか、無形文化財の国指定の分で、ユネスコの世界文化遺産に登録されている分については記述があるんですが、日本遺産については、この文化振興ということの中では取り上げられないのでしょうか。

【事務局】

19ページに書かせていただいております、イの④、一番最後の行ですけれども、「日本遺産をはじめとして」ということで、ここに日本遺産を書かせていただいているところがございます。

【委員】

世界遺産が回を重ねるごとに物すごく具体的に詳しくなっていくのに比して、日本遺産はこの1行で終わっていますね。県下でいえばもっと身近なところに日本遺産というのはありますし、まず、この日本遺産というものを文化庁が打ち出したのが、やはり文化とか観光振興ということが目的で日本遺産というものができたのですから、これで事足りているのかなとは思いました。

【委員】

日本遺産というのは限られた年数で100個にしようということでスタートしていますので、それに向かって今どんどん増えていっている状況です。第1号が太宰府で、ちょうど5年前です。あまり活用されていないというのは私も感じておりましたが、太宰府市を中心とする形で推進されると聞いておりますので、県がそれを後追いするような形で、もう少し膨らませていただければいいのかも分からないですね。県が推進するというか、地域が推進するというのであれば。

【事務局】

日本遺産は教育委員会のほうで所管しております、少し協議させていただいて、どのように表現できるか考えさせていただきたいと思います。

【委員】

23ページのイの①です。この①に九州国立博物館が入っていたんですけど、ここに九州芸文館、アクロス福岡が抜けています。これは多分、収蔵作品がないか少ないから、わざわざこの後ろの文言から関連するところを抜いていると思いますけれども、

学校教育において小・中・高等学校等々がこのように体験するのであったら、今思うと、せっかくの県の施設なのでこれらも入れておいたほうがいいかなと思います。どうでしょうか。

【事務局】

これも教育委員会所管でございまして、私が聞いている範囲では、この三つの施設を中心に事業を組まれているということでしたので、例示としてはこの三つを書かせていただいております。確認をさせていただいて、記入できるようでありましたら追加をさせていただきたいと思います。

【委員】

これを見たときに、その二つ施設が学習活動をするところではないのではないかと思われると、少々まずいかなと思っています。

同じようなことですが、その下のウの③、「九州芸文館において、博物館活動に興味があり」云々については、研修会とかアートマネジメント講習とか、九州芸文館で今開催していると思うんですけども、これは県立美術館でやっても、ほかの施設でやってもいいわけですよ。たまたま現在そこで開催されているわけです。そう考えると、そここのところの書き方が工夫できるのではないのでしょうか。少し限定されているような気がするんですけど、どうでしょうか。

【事務局】

そこについても検討させていただきます。「九州芸文館」という言葉をつける必要はここではないのかもしれませんが。「県有文化施設において」という主語でつなげてもいいと思いますので、少し検討させていただきたいと思います。

【島谷会長】

次に移りたいと思います。第5章の「推進体制」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

福岡県文化芸術振興基本計画のうち第5章「推進体制」について御説明いたします。

資料2、福岡県文化芸術振興基本計画（素案）の30ページをお願いいたします。

1の推進体制につきましては、委員の皆様事前に事前ヒアリングをさせていただいた後、変更はございません。

31ページをお願いいたします。

2の進行管理につきましては、成果指標の表を修正させていただいております。成果指標につきましては、指標の一部を変更するとともに、検討中と御説明しております。数値目標について設定しておりますので、御説明したいと思います。

まず、柱の1、「文化芸術の振興」でございます。

指標の一つ目として、自ら文化芸術活動を実践した県民の割合を掲げておりますけれども、目標は30%としております。これは国が同様の調査を実施しておりまして、国の調査で近年最も高かった値を超えることを目標として設定したものでございます。

次に、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の構成資産への来訪者数につきましては、目標を100万人としております。これは平成30年度から令和元年度に増加しました来訪者数約7,500人を、5年間にわたって毎年度7,500人ずつ増加させることを目標としているものでございます。

柱の2、「文化芸術に親しむことができる環境づくり」でございます。

指標の一つ目として、文化芸術を直接鑑賞した県民の割合を掲げておりますが、目標は75%としております。これは過去3年間、県が実施した調査において最も高かった値を超えることを目標として設定したものでございます。

次の指標であります、ふくおか県民文化祭の参加者数につきましては、県主催事業に絞って指標を設定するよう変更させていただいております。目標値は10万人としておりますが、これは過去3年間で最も多かった参加者数を超えることを目標として設定したものでございます。

柱の3、「障がいのある人の文化芸術活動の推進」でございます。

指標の一つ目として、文化芸術活動を行った指定障がい福祉サービスの割合を掲げておりますけれども、目標は57%としております。これは「現在、文化芸術活動を実施していないが、関心がある」とアンケートに答えた事業所が全て、新たに文化芸術活動を実施するようになったときに達する数値になります。

次に、障がいのある人の文化芸術活動に関する施策への満足度を指標に掲げておりますけれども、目標は40%としています。これは現状値を倍増させることを目標としたものでございます。

柱の4、「文化芸術を活用した地域づくりと魅力の発信」でございます。

指標の一つ目として、「アクロスおでかけナビ」という文化情報イベントを提供しているホームページへのアクセス件数を指標に掲げておまして、目標は12万件としております。過去最高のアクセス件数であった昨年度から10%増やすことを目標としております。

次に、アクロス福岡「匠ギャラリー」、アクロス福岡にございます伝統工芸品を展示、紹介している施設でございますが、この施設の来場者数を指標に掲げております。目標は15万人としております。これは過去最高であった来場者数を超えることを目標として設定したものでございます。

説明は以上でございます。

【委員】

障がいのある人の文化芸術活動の推進に関する現状値が、それぞれ19.5%、40%ですけれども、これは今、障がいのある人の文化活動を推進するという条例等々に入っていたり、これを重点的にやっている中で、せめて50%ぐらいに書いておかないと。なかなか達成が難しいかもしれないですけれども、一般的に見て、一生懸命推進しているのに県の目標値が50%以下となるのかなど。現実的な数字なんでしょうけど、50%と書かなくていいのかなと思うのと、これと同じように他県や国の目標値も50%以下になっているのかどうかなど教えていただきたいと思います。

【事務局】

国にこういう目標値はございません。この数値については県のオリジナルの目標になります。私たちが障がいのある方々の文化芸術活動に力を入れて推進し始めたのがこの数年でございまして、文化振興課に所管が移ったのがこの3年ぐらいですので、まだなかなか進んでいないというのがこの数値に表れているのではないかと考えています。

委員がおっしゃるように、50%というのも一つの考え方かもしれないですが、私どもとしては現状値を倍増させることをまず目標にさせていただいて、できればさらに50%を目指していきたいと思っております。

【委員】

柱の3「障がいのある人の文化芸術活動の推進」の57%という目標値ですが、アンケートに基づく根拠を事務局から説明していただいたのですが、ただ、その根拠なしにこの数字を見ると、ここだけ57という端数がついているような感じがします。少し頑張ってください、60%ぐらいでもいいのではないかという意見でございます。

【事務局】

少し検討させていただきます。

【委員】

障がいのある子供たちの話になったので、少し御報告したいなと思いました。

ももち文化センターでは今、小学校の特別支援学級でワークショップをしまして、今日ちょうど午前中にその報告を受けたところだったんですけども、市内の小中学校で、3クラスあるうち2クラスで今年度は5回にわたってワークショップをさせていただきました。めったに出ない事例でもものすごく喜んだんですけど、不登校だったちょっと障がいのあるお子さんが、この5回のワークショップを通して、最初ワークショップにだけ来ていらしたのですが、その次の回では、ワークショップ後の給食の時間までいられるようになって、その次の回からは授業にも出るようになったという、うれしい報告を受けました。ですので今回、県のほうで随分、障がいのある子供たちに対して配慮いただいて、いろいろな施策の中にたくさん言葉を入れていただいて、大変うれしいなと思えます。

ただ、その中で、事前のヒアリングでも申し上げましたが、一つ気になっているのは、私はもともと根がNPOなので、NPOのほうで「行きたい」と言い、市の行政職員の方も「ぜひ、それはいいからやっていただきたい」という場面が一度ありまして、それは要するに家庭で暮らせない子供たちのいる場所だったんですけども、そのときに結果、行けなかったんですよ。その結果の中で気になったのは、施設なら施設の一番トップの方とかその次の方とか決断をされる方の中に、そういうことがうちの子供たちに必要とは、「思えない」とはおっしゃらないんですけど、「必要性をほかのことに比べたら感じられない」とおっしゃられたのを何度か経験しています。

ですから私としては、施設とかそういうところを運営していって、子供たちを取り巻く大人の方のほうに——今回、「鑑賞事業とかも入れてください」と言ったら入ったのでよかったなと思っております。大人の方たちの芸術体験活動が、こ

ここにいらっしゃる方はみんなあると思うんですけど、あるのかなと思っている部分が若干あります。ですから今回、たくさん障がいのある子供さんとか、要はなかなか芸術にアクセスしにくい方に配慮していただいたことは大変感謝しているんですが、実態は子供よりも大人のほうに結構な問題が潜んでいるのではないかと思ったので、ここで御報告をさせていただきます。

【委員】

おっしゃる意見は非常にもっともなことで、芸術活動を享受する立場、実践する立場以外の人にもそういったことを踏まえて理解をしてもらいたいというのは、おっしゃるとおりかなと思います。

(3) その他

事務局から資料3に基づいて、「パブリックコメントの実施」及び「今後のスケジュール」について説明がなされ、承認された。

なお、第3回審議会で出た意見の取扱い及びパブリックコメントを実施した後に行う軽微な修正は会長に一任されるとともに、パブリックコメントにより答申案の大幅な修正を必要としない場合は、第4回の審議会は書面による開催とすることが承認された。

7 閉会

徳永人づくり・県民生活部次長から閉会の挨拶が行われた。